



厚生労働省北海道労働局発表 平成30年1月16日
-----------------------------

担 当	厚生労働省北海道労働局職業安定部職業安定課 課長 曾根文儀 課長補佐 竹田龍寿 電話 011-709-2311 (内線 3676)
--------	--

### 北見公共職業安定所遠軽出張所における文書の誤交付について

北海道労働局（局長 <sup>ひきち むつお</sup> 引地 睦夫）は、北見公共職業安定所（所長 <sup>わたなべ けんいち</sup> 渡部 賢一）遠軽出張所において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

#### 1 事案の概要

北見公共職業安定所（以下「北見所」という。）遠軽出張所（以下「遠軽出張所」という。）において、Aさんの雇用保険特例受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を、誤ってBさんに交付するという事案が発生した。

※ 受給資格者証には、Aさんの氏名、性別、生年月日、口座番号、雇用保険被保険者番号、基本手当日額等が記載されていた。

#### 2 事実経過

- (1) 平成30年1月5日、遠軽出張所において、職員CがBさんに係る失業認定の事務処理を行い、受給資格者証を交付する際、Bさんに対して、氏名の読み上げによる本人との相互確認を行わなかった。
- (2) その後、職員CがAさんに係る失業認定の事務処理を行い、受給資格者証を交付しようとしたところ、所定の保管場所にAさんの受給資格者証が見当たらなかった。直ちに、保管場所に収納されている受給資格者証とAさんの前に行った失業認定の事務処理状況を照合確認したところ、Bさんの受給資格者証が残っていたため、誤交付が判明した。
- (3) 同日、職員CがBさんに電話連絡し、Bさんが来所されたため、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、誤交付したAさんの受給資格者証を回収した。
- (4) 同日、職員CがAさん宅を訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

#### 3 発生原因

受給資格者証を交付する際、職員CがBさんに対して氏名の読み上げによる本人との相互確認を怠ったこと。

#### 4 再発防止対策

- (1) 北見公共職業安定所においては、平成30年1月9日に所長から遠軽出張所を含む幹部職員に対し本事案の概要を説明し、改めて、全職員に対して個人情報管理における基本動作、特に、誤交付を防止するための本人確認等を徹底するよう指示した。
- (2) 遠軽出張所においては、1月9日から、従来一人で行っていた失業の認定業務を複数体制で行い、失業状態の確認者と受給資格者証の交付者を別々の者とした。

- (3) 北海道労働局においては、以下の再発防止策を講じた。
- ① 1月9日、職業安定課長から管下各公共職業安定所長に対して、メールにより、事案の概要を周知の上、同種事案の発生防止を指示した。
  - ② 1月15日、職業安定部長から管下各公共職業安定所長に対して、事案の詳細を周知するとともに、個人情報の適正な取扱いと再発防止について文書指示を行った。
  - ③ 1月16日、局長から局内の部長、課・室長、管内の労働基準監督署長及び各公共職業安定所長に対して、事案の概要の周知と情報漏えい防止のための書類交付時における基本動作の徹底について、再度指示した。

道政記者クラブ・経済記者クラブ同時提供